

令和5年4月17日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更後の療養期間の考え方等について
(令和5年5月8日以降の取扱いに関する事前の情報提供)」について (情報提供)

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

大阪府より標記通知(厚生労働省事務連絡)の送付がありましたので情報提供いたします。

新型コロナウイルス感染症の法律上の位置づけの変更後は、感染症法に基づき、行政が患者に対し、外出自粛を要請することはなくなり、外出を控えるかどうかは、季節性インフルエンザと同様に、個人の判断に委ねられることとなります。

今般の大阪府通知は、その判断に資する情報(位置づけ変更後のQ&A、新たな分析結果、諸外国の事例)が国より示されたことを知らせるものです。

位置づけ変更後は、一律に外出自粛を要請するものではありませんが、個人や事業者の判断に資するよう、分析結果や諸外国の事例を踏まえ、発症後5日を経過し、かつ、症状軽快から24時間経過するまでの間は外出を控えていただくことを推奨するとともに、その後も10日間が経過するまでは、マスク着用やハイリスク者との接触は控えていただくことを推奨することが記されています。

なお、示された考え方は、本年5月8日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けの変更が行われることを前提とした取扱いであり、個人の療養や事業者の取組みに当たって参考となるよう、事前に情報提供を行うものです。

本取扱いは、同日(5/8)の前に改めて、予定どおり位置付けの変更を行うかの確認を行った後に、確定するものであります。

また、文部科学省において、学校で新型コロナに罹患した児童等について、学校保健安全法に基づく出席停止期間について検討しているとのこと。

以上、貴会におかれましてはご了知の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

・ 問い合わせ先) 大阪府健康医療部感染症対策企画課 06-6944-9156

・ 大阪府「令和5年度感染症法関係通知」

(Google等の検索エンジンで、「大阪府 令和5年度感染症法関係通知」でもアプローチ可能です)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/reiwa5nentuti.html>



大阪府医師会・地域医療1課
(06-6763-7012)